○東北地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間
百十二号	山形市大手町二〇四番二から同市大手町一七四番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十九年六月三十日

○東北地方整備局告示第百七十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、米代川水系小猿部川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

○東北地方整備局告示第百七十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、名取川水系笊川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

○関東地方整備局告示第二百五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、利根川水系手賀川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局利根川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

○関東地方整備局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三郷市栄四丁目七二番一から同市栄四丁目一〇九番一まで	前	六六・三三～七八・一五メートル	〇・一二八キロメートル
	後	六六・三三～八一・六五メートル	〇・一二八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	神奈川県高座郡寒川町一之宮三一二四番五から同町宮山三三八〇番三（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十九年六月三十日

○北陸地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　北陸地方整備局長　中神　陽一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡市美沢三丁目五一七番から同市沖田三丁目一二二番まで	前	七〇・九〇～一二八・一四メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	六五・五五～七六・〇七メートル	〇・〇五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　北陸地方整備局長　中神　陽一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市蒲萄字川下六六三番一から同市蒲萄字マキ六七三番一まで	前	四一・二五～七〇・七五メートル	〇・〇九九キロメートル
	後	四一・二五～七一・二五メートル	〇・〇九九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間
七号	村上市蒲萄字川下六六三番一から同市蒲萄字マキ六七五番一地先まで

供用開始の期日　平成二十九年六月三十日

図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所